大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱における第1号事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める要綱

> 平成29年9月12日 29福高発第11103号 改正平成30年2月27日 29福高発第12256号区長決定 改正令和7年4月1日 6福高発第11971号区長決定

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 第1号訪問事業 (第4条—第44条)
- 第3章 第1号通所事業 (第45条—第63条)
- 第4章 雑則 (第64条-第65条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。)及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。)に係る大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年9月12日29福高発第11102号区長決定。以下「総合事業実施要綱」という。)に掲げる第1号事業の人員、設備及び運営に関し、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第2号に規定する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法で使用する例のほか、次に定めるところによる。
  - (1) 訪問型サービスA 総合事業実施要綱第3条第1号アに掲げる第1号訪問事業(生活力アップサポート)をいう。
  - (2) 通所型サービスA 総合事業実施要綱第3条第2号アに掲げる第1号通所事業(はつらつ体力アップサポート)及び同号イに掲げる第1号通所事業(いきいき生活機能アップサポート)をいう。
  - (3) 第1号事業者 第1号事業を行う事業者として指定を受けた者をいう。
  - (4) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に 係る対価をいう。
  - (5) 第1号事業支給費基準額 総合事業実施要綱第9条の規定により掲げる額をいう。
  - (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業支給費が利用 者に代わり第1号事業者に支払われる場合の当該第1号支給費に係る第1号事業をいう。
  - (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(第1号事業の一般原則)

- 第3条 第1号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの 提供に努めなければならない。
- 2 第1号事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 第1号事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも

に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 第1号事業者は、第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 第1号事業者は、法人でなければならない。

第2章 第1号訪問事業

(基本方針)

第4条 第1号訪問事業に該当する訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

- 第5条 訪問型サービスAの事業を行う者(以下「第1号訪問事業者」という。)が当該事業を行う 事業所(以下「第1号訪問事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(第1号訪問事業の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号。以下「居宅サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下「訪問介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、第1号訪問事業と指定訪問介護(居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下「訪問介護」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における第1号訪問事業又は訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に第1号訪問事業者の指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら第1号訪問事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する第1号訪問事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供 責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している第1号訪問事業において、サービス提 供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供 責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 第1号訪問事業者が、訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第1号訪問事業の事業と訪問 介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス等基 準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を 満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を1名以上常

勤で置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

- 第7条 第1号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 第1号訪問事業者が、訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと訪問介護 の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス等基準第 7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしてい るものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による 文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供するこ とができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第64条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)もって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を 作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と、利用 申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う
- 5 第1号訪問事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち第1号訪問事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た第1号訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、

当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止)

- 第9条 第1号訪問事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)
- 第10条 第1号訪問事業者は、当該第1号訪問事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第11条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者(以下「総合事業実施要綱第2条第1号イに該当する者」という。)にあっては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。
- 2 第1号訪問事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第12条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者(総合事業実施要綱第2条第1号イに該当する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

- 第14条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、総合事業実施要綱第11条第1項に規定する総合事業介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を区長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる

旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

- 第16条 第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画(第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。)を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。(介護予防サービス計画等の変更の援助)
- 第17条 第1号訪問事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者 又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供日及び内容等、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、 その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第20条 第1号訪問事業者は、第1号事業支給費の支払を受けることのできる訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額から当該第1号訪問事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 第1号訪問事業者は、第1号事業支給費の支払を受けることのできない訪問型サービスAを提供 した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基 準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 第1号訪問事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(給付請求のための証明書の交付)

第21条 第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の 支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 第1号訪問事業者は、訪問介護員等が利用者の同居の家族である場合は、当該訪問介護員等 に、当該利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する区への通知)

- 第23条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態

- の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第24条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第25条 第1号訪問事業所の管理者は、第1号訪問事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 第1号訪問事業所の管理者は、第1号訪問事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (4) サービス担当者会議への出席等、介護予防支援事業者等との連携に関すること。
  - (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- 第26条 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護 又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供す るものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第28条 第1号訪問事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、第1号訪問事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスAを提供しなければならない。

- 3 第1号訪問事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 第1号訪問事業者は、適切な訪問型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条 第1号訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービス Aの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならな い。
- 2 第1号訪問事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第30条 第1号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、当該第1号訪問事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第31条 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、重要事項を記載した書面を第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいっても関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 第1号訪問事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (秘密保持等)
- 第32条 第1号訪問事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 第1号訪問事業者は、当該第1号訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者 の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得て

おかなければならない。

(広告)

第33条 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所について広告をする場合においては、その内容が虚 偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第34条 第1号訪問事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の 事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはな らない。

(苦情処理)

- 第35条 第1号訪問事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により区が 行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区職員からの質問若しくは照会に応じ、及び 利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 第1号訪問事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。
- 5 第1号訪問事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が区からの依頼により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 第1号訪問事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容 を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第36条 第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携)

- 第37条 第1号訪問事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して 訪問型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サー ビスAの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとと

もに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第1号訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第39条 第1号訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該第1号訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該第1号訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスA の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第41条 第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を 整備し、その完結の日から2年間保存しておかなければならない。
  - (1) 個別サービス計画
  - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第43条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第23条に規定する区への通知に係る記録
  - (5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問型サービスAの基本取扱方針)
- 第42条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。 以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 第1号訪問事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による サービスの提供に努めなければならない。
- 5 第1号訪問事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分 に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定

する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス 担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用 者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供 を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。
- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容 に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営 すのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族 に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって サービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

- 第44条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
  - (1) 第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
  - (2) 第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及

び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 第1号通所事業

(基本方針)

第45条 第1号通所事業に該当する通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第46条 通所型サービスAの事業を行う者(以下「第1号通所事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「第1号通所事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「通所型サービス従業者」という。)を常時2人以上、配置しなければならない。ただし、利用者15人以上からは、利用者1人につき専らその職務に従事する者0.1人以上で算定し、配置しなければならない。
- 2 通所型サービス従業者のうち常時1人以上は、生活相談員、機能訓練指導員、社会福祉士、介護福祉士、看護師又は准看護師、介護支援専門員、介護職員実務者研修及び介護職員初任者研修修了者を確保しなければならない。
- 3 はつらつ体力アップサポート事業を行うに当たっては、機能訓練指導員を原則週1回、1日1時 間以上は配置するものとする。

(管理者)

第47条 第1号通所事業者は、第1号通所事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を1名以上で置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

- 第48条 第1号通所事業所には、通所型サービスAを提供するために必要な場所、消火設備その他の 非常災害に際して必要な設備及び事業運営を行うために必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用 定員を乗じて得た面積以上とする。

(利用料の受領)

- 第49条 第1号通所事業者は、第1号事業支給費の支払を受けることのできる通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業支給費基準額から第1号通所事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 第1号通所事業者は、第1号事業支給費の支払を受けることのできない通所型サービスAを提供 した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第1号事業支給費基 準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2

- 第1号通所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と

認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の例によるものとする。
- 5 第1号通所事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第50条 第1号通所事業所の管理者は、第1号通所事業所の従業者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 第1号通所事業所の管理者は、第1号通所事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第51条 第1号通所事業者は、第1号通所事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 通所型サービスAの利用定員
  - (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第52条 第1号通所事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるよう、第1号通所 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 第1号通所事業者は、第1号通所事業所ごとに、当該第1号通所事業所の従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 第1号通所事業者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該第1号通所事業者は、全ての通所型サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1号通所事業者は、適切な通所型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第53条 第1号通所事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第54条 第1号通所事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報

及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他 必要な訓練を行わなければならない。

2 第1号通所事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第55条 第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 第1号通所事業者は、当該第1号通所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように 次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該第1号通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該第1号通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該第1号通所事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

- 第56条 第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との 連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者 からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協 力するよう努めなければならない。
- 3 第1号通所事業者は、第1号通所事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して 通所型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サー ビスAの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第57条 第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

- 第58条 第1号通所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ ならない。
- 2 第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を 整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 個別サービス計画
  - (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第61条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第23条に規定する区への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

- 第59条 第8条から第17条まで、第19条、第23条、第24条、第29条、第31条から第35条まで、第39条 及び第40条の規定は、通所型サービスAについて準用する。この場合において、第8条第1項中 「第26条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する運営規程」と、「訪問介護員等」と あるのは「通所型サービス従業者」と、第24条、第29条第2項、第31条第1項並びに第39条第1号 及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。 (通所型サービスAの基本取扱方針)
- 第60条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われ なければならない。
- 2 第1号通所事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 第1号通所事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による サービスの提供に努めなければならない。
- 5 第1号通所事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分 に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努 めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

- 第61条 通所型サービスAの方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に 基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス 担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用 者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 第1号通所事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏ま えて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス の提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。
  - (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容 に沿って作成しなければならない。
  - (4) 第1号通所事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) 第1号通所事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画 を利用者に交付しなければならない。
  - (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
  - (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族 に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - (10) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって

サービスの提供を行うものとする。

- (11) 第1号通所事業所の管理者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

- 第62条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
  - (1) 第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
  - (2) 第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
  - (3) 第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に 配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に 規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。 (安全管理体制等の確保)
- 第63条 第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない
- 2 第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日 の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に 気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う 等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

- 第64条 第1号事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ とが規定されている又は想定されるもの(第11条(第59条において準用する場合を含む。)及び次 項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うこ とができる。
- 2 第1号事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において

「交付等」という。) のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手 方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認 識することができない方法をいう。) によることができる。

(委任)

第65条 この要綱に定めるもののほか、指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。 付 即

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。